事

実

くった。

同年九月一日、

日および支払期日欄のみ記入し、振出人欄にはYの記名印のみで代表者印を押捺せず、受取人欄白地の本件手形をBに交付

見せ手形としてDへ貸して欲しい旨Bから依頼された。この依頼に応じて、Y株式会社代表者EはBの面前で、

自己の振り出した手形が割引されたことにDが不満を持っているため、

額面一三〇〇万円の手形を

振出

決済資金をつ

手形の被偽造者が権利外観法理により振出責任を 免れないとされた事例 、事件、広島地判平一一・三・二九 認容・確定、、広島地判平一○(手ワ)第二二号、約束手形金請求.

泉 邦 子

【参照条文】 手形法七条・八条・ 七七条二項、 民法一〇九条・一一〇条

Yが振り出した融通手形の決済資金の一部としてCから受け取った。YはD振出の手形につき割引を受け、 の約束手形二通を、 または交換を仲介していた。平成九年四月九日、 本件当時、 A株式会社の社員Bは、 融通手形としてC宛に振り出し、 いずれも同社の下請会社であるC株式会社と被告Y株式会社との間の融通手形の振出 Bからの依頼により、Yは額面合計金額一五○○万円満期同年八月三一 同年八月二七日に額面合計金額一三〇〇万円のD振出の約束手形を、 H

110 ○分間所用のため席を離れた。 本件手形はBを経てD、Cと移転し、 EはBに本件手形を交付後、 BはEが席を離れている間に、 記名印、 Cが割引のためXへ譲渡した。 代表者印を入れた印箱を施錠せずに机に放置し、 印箱からYの代表者印を取り出し本件手形に盗捺した。 この間に受取人欄はCと補充された。 Bをその場に残したまま約三

旨

手形が有効に成立することを認識しながら、 のない者によって押捺されたことを判別する方法は全く存しないのであり、他方、Y代表者は代表者印が捺印されると本件 いてみれば、 誤認することにつき十分の理由があるときは、本人をして外観に基づく責任を負担せしめるのが相当である。 真実と外観が異なる場合にも、本人に外観を作出したことに責むべき事由があり、 「右認定事実によれば、 本件手形が流通されるに至ったのは、 Bを残して席を離れており、その隙にBが代表者印を盗用して本件手形の振出を偽造したというのであり、 このような場合には、 ・・・・・本件手形はBがY代表者印を盗用し、振出署名を偽造したものであるが、第三者であるXとすれば、 ……BがYの代表者印を盗用し、 名義人であるYが本件手形上の責任を負わしめられてもやむを得ない……」。 代表者印の保管につき十分な注意を払わなかったことに帰責事由がある……。 代表者印の存在について知っているBの手の届くところに代表者印を放置した 本件手形の振出を偽造したものであることが認められる。 そして相手方がそのような外観を真実と そうする 権限

現場に赴いて裏付調査を行ったことが認められる。 Yの取引銀行であるF銀行五日市支店に対しYの取引振り等について照会したり、 手形が割引取得される以前にも、 審査の他に、 右手形が決済されたことがあったこと、 次のような事実を認定して、 融通手形であるか否かの調査のため、 別のY振出の約束手形がBにより割引のためXに持ち込まれたことがあるが、その際には 本件手形がCにより持ち込まれた際には、 Xが本件手形の取得に際して慎重な調査を行ったというべきであるとする。 ……さらに進んでYまたはYの取引銀行に対し本件手形が有効か否か照 C代表者から手形の原因関係が請負工事代金であることを聴取し、 情報収集により信用調査をし、 Xの手形割引担当者……が、 手形要件の その上で

[判例研究]

論により、 Yは本件手形の振出責任を免れない……」。

会するなど、

振出署名の真否を確認しなか

ったことが過失に当たるとすることはできない。

・以上によれば、

権利外観理

研研 究 判旨に一 部反対

注目に値する判決である。

本判決は、 署名が偽造されたことにつき善意の取得者を、 権利外観法理で保護すべきであるとの態度を示した点で、

理論は、 る見解もある。 定せず、 署名者に責任を負わせる理論であつた。 か 必要不可欠であることは疑いがない。 存在し、 については、 |形行為は意思表示を要素とする法律行為の一 広く善意無重過失の第三者を保護するために、 本来、 それぞれ有効要件を備えていなければならない。 創造説、 契約説を前提として、 発行説、 修正発行説および契約説によって見解が鋭く対立している。 証券を意思に基づいて作成したが何ら 証券の交付行為も手形行為または手形債務もしくは手形債権の効力発生に必要である 権利外観理論を認める立場は多く、 種である以上、 偽造、 さらに、 無権代理などの場面においても、 有効に成立するためには、 手形行為の要式性の要請から、 またこの理論の適用範囲を交付欠缺の場面に限 かの事由により意思によらずに流通した手形 当事者、 本判決が用いている権利外観 用いられるべきであるとす 手形という証券の作成! 目的および意思 表示 が Ø

ろうか。 属要件が満たされていない場合、 判例 は 当事者に関する要件が満たされない場合についてみてみよう。 手 形 小切手行為の実質的成立要件つまり法律行為としての成立要件および有効要件ならびに手形行為の第 直接の相手方または第三者に対する手形行為の効力がどのようにあるべきと考えてきただ

により手形行為がなされた場合、 九月六日民集三三巻五号六三〇頁は、 意思表示に関する要件が満たされない場合についてはどうであろうか。 最判昭和二五年二月一〇日民集四巻二号二三頁は、 民法九五条による意思表示の無効を悪意の第三者にも主張できるとしてい 手形行為の要素に錯誤がある場合、 悪意の取得者に対する人的抗弁事由 最判 昭 和 詐欺 五 四

111

り出した場合について、 たる者に、手形法八条の類推適用により偽造者に対する責任追及を認め、 あるとした。 ず表見代理の規定により保護されるべき立場ではなく、単に無権代理人の直接の相手方が取得した権利を譲り受けるのみで 規定を類推できるとし、 なるとしている。 取得者が善意であれば手形法八条の類推によって保護する旨判示している。 直接の相手方に対する関係で小切手債務が無効であるとしている。 偽造者の責任について、最判昭和四九年六月二八日民集二八巻五号六五五頁は、実質的には直接の相手方にあ 小切手行為の原因関係の目的が公序良俗違反である場合、 最判昭和三六年一二月一二日民集一五巻一一号二七五六頁は、 最判昭和四三年一二月二四日民集二二巻一三号三三八二頁は、 最判昭和五五年九月五日民集三四巻五号六六七頁 偽造すなわち機関方式により無権限者が手形を振 最判昭和四六年四月九日民集二五巻三号二六四 転得者はその主観的様態にかかわら 手形行為の当事者間では表見代理の

任について、 る理由について権利外観理論によるものと明言したものもない。 由二の文言から、 これらの最高裁判例のうち権利外観理論による保護を手形所持人側が主張したものはない。 最判昭和四六年一一月一六日民集二五巻八号一一七三頁の第二審判決である東京高判昭和四一年二月二八日理 権利外観理論が適用されたことが読みとれるだけである。(3) ただ、署名後に意思によらずに流通した手形の署名者の責 また、 善意の所持人を保護す

担する意思もなかった。したがって本件は、 の外観を作出することをあえて避けていたのである。 と解している。 捺したが、署名を完成させるために必要な代表者印を無権限者Bが押捺している。このような署名について、 いう交付欠缺の事例ではなく、 本件では、 Bは本件手形を見せ手形として使用させるつもりであったのだから、賢明にも署名を完成させず有効な手形 真正な署名ならば記名捺印でなされるべきところを、記名印は署名名義人たるY会社の代表者Eが自ら押 偽造と解すべきである。 署名が署名者の意思に基づいてなされたが、 E は、 この点判旨に賛成である。 記名をした段階において、証券を完成させる意思も、 意思によらずに証券が流通すると 本判決は偽造 債務を負

次に問題となるのは、 偽造概念の定め方、 偽造について善意の第三者を権利外観理論で保護することが妥当かということである。 表見代理規定を類推または拡張適用することの適否および類推または拡張適用する範囲にお この点につ

的抗弁となり、

取引の安全を害する。

て丁が

証券を取得しており、

丁に対して甲が手形金を支払わないとすれば取引の安全が害されるという説明である。

0)

また証券作成後の占有離脱の様態を加味して署名者の責任の成否を判断すべきであるとする権利外観説に対しては、 名者の手形上の責任が発生する要件とは、 よって有効な手形債務を負担するという契約説が、 名義人本人のものであっても交付の様態に帰責事由が具備したことを裁判所が認定しないかぎり、 責任を負うとする権利外観理論を補助的に用いるとすれば、 の意思によらずに 能かに 権利外観理論 証券が流通に置かれた場合の第三者保護の問題である。 の出発点は、 交付契約説を前提として、 これらの点が権利移転行為有因論から批判されているのである。(8) ほとんど変わりがない。 交付契約の外観を有責的に惹起した者は善意無重過失の取得者に対して 権利移転行為有因論でいうところの債務負担行為 証券を署名者が意思に基づいて作成したが、 ただ立証責任の分配が異なる可能性があるのみである。 そして、 手形署名者は、 交付 証券の作成と交付契約 契約欠缺の抗 その の要件と、 後に署名者 署名 弁は物

て異なる見解が

当の 乙を受取人とする手形に署名したが、 利外観理論が存在しうる理由があるように思われる。 存在を認められる余地がある。 手形に署名した者へその意思表示なしに手形上の責任を負わせることに矛盾があるとしても、 じる理由を次のように説明することになろう。 の署名の印影が真正であることを知っての上でこの手形を取得したとする。 のうち かし、 甲 損害賠償責任を負担させることには矛盾はな -の事 0) 一務所へ 権利移転行為有因論も、 定の場合に権利外観理論を用 侵入した丙が金庫を破って盗んだことにあるとする。 そして、 権利外観理論をあらゆる場合において排除しているわけではない。 甲の意思によらずにその手形が流通に置かれたとしよう。 さらにいうならば署名名義人に不法行為責任を追及するための法理としてこそ、 b 7 甲が真正な手形または交付契約の外観を作出したために、 いる9 また、 たとえば署名者甲が手形であることを認識しまたは認識しうべくして したがって、 契約説を前提とする権利外観説が、 契約説を前提とした権利外観理論も、 現在の所持人丁は手形が流通した経緯を知らず、 この場合、 権利外観理論によ 不法行為責任として手形金相 手形が流通に置かれた原! 交付契約欠缺 手形の偽造や無 この外観を信頼 れば 正当に理論上その 甲の責任が の場合には 権代 生 権 甲 因

段階創造説および権利外観理論から肯定されてきたことに鑑みると、(タイト) 明を、 外観理論に基づき設例の甲が責任を負う要件は、 すことが正当といえるかという問題がある。(3) 法行為一般の問題としては、設例の甲と丙程度の関連共同でもって、甲または丙に危険共同体としての一体性と利益共同体 ることが当然と考えられているといえよう。 やや酷ということになろう。しかし、 拡大された注意義務を甲が負うことも正当とされようが、乙がただの盗取者である場合、 を流通させたかについてうかがい知るべくもないであろう。したがって、取得者または被害者の保護という観点からすれ 為と盗取者丙の行為があいまって、 流通させた者が民法七一九条の共同不法行為を行ったからだと考えられないだろうか。甲としては、 意または過失が関与してこそ証券が流通するからである。善意の取得者に上記のような損害が生じるのは、 意により証券を流通させ交付契約の外観を作出したために、この外観を信頼して丁が証券を取得し甲に支払を求めたとこ つまり帰責性は不法行為責任の根拠とならないと解しており、 によって流通させられた場合には、 丁の損害の発生に関して故意がある丙よりも、過失しかない甲の責任を追及できる方法が必要となる。 甲が意思に基づく証券の交付がなかったことを理由に支払を拒絶したことにより、丁に損害が発生したという説明であ 「丙の故意」という点を強調したい。証券作成後、 両者の行為が一体となって丁に損害を発生させているからである。取得者丁としては、だれが甲の意思に反して証券(エン) 不法行為理論を用いて説明するとすれば次のようになろう。甲が真正な手形の外観を作出し、甲の過失および丙の故 体性があるため減免責の主張ができないほど強い関連共同が認められ、 取得者丁に損害が発生しているからである。あるいは、甲と丙に意図的関与が存在しな(エ) 善意の取得者に損害を与えかねないことを認識しつつ証券を作成しており、この作成行 証券へ意思に基づいて署名をしたこと自体を債務または責任の根拠と解する立場が二 また、民法の多数説は、 乙が甲の被用者であれば甲と乙を利益共同体および危険共同体であるとして、 共同不法行為責任を課される場合の要件よりも緩和されていてよいとも思 署名者の意思によらずに証券が流通する場合、 |判例も同様であると分析されている。そうだとすれば、(15) 民法一一〇条の表見代理による責任を本人が負う根拠 手形取引においては甲に拡大された注意義務を負わせ 特に甲に対して拡大された注意義務を課 甲にそのような義務を課すことは 作成した証券が何者か 署名者以外の者の故 ただし、 署名者と証券を 共同不 権利

ない

Xが本件手形の取得に関して、

権利外観理論の適用に影響を及ぼす事実は、

これらの事実ではない。

よって、

これら

形法に 合的に勘案して決せられるとも解されており、 とに第三者の利益を図ってい ħ 'n る。 第三者の保護を図りうると考えられようか。この点については過失相殺により処理することも考えられ おける権利外観理論の場合は、 確かに表見代理 の場合は、 . る。 しかし、 相手方が保護されるための要件として正当事由または善意無過失があるのに対して、 第三者が保護されるための要件が善意無重過失とされ 表見代理の成立要件である正当事由の有無は、 手形法における権利外観理論においても、 本人と第三者双方の事情 本人側の事情と相手方の事情を総 ているので、 署名者の犠牲の を勘案 丰

と解したならば、 務負担行為でいわゆる手形であることを認識しまたは認識しうべくして証券を作成した以上は甲の手形上の債務が成立 が甲の損失となっているからである。 対して、 は ځ おそれがあるからである 「丙の故意」 のように、 再度同額の手形を振り出すかまたは同額の金銭を支払わなくてはならない。 権利外観理論に基づく甲の責任を乙による不法行為の代位責任として構成するべきと筆者が主張する のほ 善意者丙に対する甲の支払は損害として観念されず、 か 甲 の損害にもある。 この損失を甲は当然に乙に対して求償できると解する。(8) 設例において丙が証券を盗取したため、 乙に対する甲の求償または損害賠償請求が認めら 盗取された手形により支払うべき金 甲は当初予定した受取人である乙に もし二段階創造説におけ する る債 理

性が とは、 から、 関して本判決は、 たことには理由がある。 Ξ 、あり、 緯があること、 本件手形の支払の確実性について調査をしたということであり、 十分に慎重な調査の上で本件手形を取得したとしてい 権利外観理論を一 その結果、 以前Y振出の手形がCから割引のために持ち込まれた際にYの取引銀行に対して照会して右手形 本件手形の手形要件を審査したこと、 Dが故意に真正な手形の外観を作出しその証券を流通させることを容易にしたからである。 種の不法行為に由来する理論として位置づけることができるならば、(ユタ) Bが証券を完成させていないとしても、 および本件手形が融通手形ではないことを譲渡人に確認したこと る。 代表者印の保管につき十分な注意を払わなかった点に帰責 本件手形が融通手形でないことをXが Yの振出行為の成否または真偽に関する調査ではな 本件に お 譲渡人に確認したこ いてYが責任を 他方Eに を決済し 萯

ど主債務者による支払が不確実な手形であると推測するようである。そうだとすれば、権利外観理論によりXが保護される は善意無過失と推定されてよい。この点は判旨に賛成である。 るために行うものなのである。よって、すべての手形要件が商慣習に従って記載されている手形を取得したのであれば、 について署名名義人のために調査義務を負うとは考えられない。署名の真偽に関する調査は、 か否かは、Xが本件手形について手形要件が整っていることを確認して取得したことをどのように評価するかにかかってい ちろん手形の有効性には影響をあたえない事実である。用心深い譲受人であれば、印紙に消印がないことから、 する判旨には反対する。 調査をしたことにより、 手形の署名が偽造された場合、署名名義人がその手形による責任を負わないのが原則であるから、 切取線上の割り印がないこと、および印紙に消印がないことはどうなるだろうか。前者二つは、も Xが権利外観理論により保護される要件としての「無重過失」または「無過失」を満たしていると 取得者が自らの損害を回避す 取得者は署名の真偽 融通手形な X

手形ではなく、 を付与していないが、本件は白地の不当補充が問題にはならない。なぜなら、Eが交付しようと意図していたのは、 本件手形は受取人欄が白地のまま流通に置かれたが、流通の過程でCと補充された。Eとしては何人にも白地補充権 署名のない不完全手形だからである。 未完成

注

- 1 田邊光政『最新手形法小切手法』七五―七七頁、八八―八九頁、一〇二―一〇三頁(中央経済社、二〇〇〇)。
- (2) 民集二五巻八号一一八一頁。
- 3 造説によるものでないことだけは理解できるが、権利外観理論によったとは断言できない。 最判昭和四六年一一月一六日民集二五巻八号一一七三頁の松本正雄裁判官の意見が創造説であるので、 本判決の多数意見が創
- 4 今泉邦子「無権限者による手形行為と表見代理」三重大学法経論叢一三巻一号七八頁(一九九五)
- 5 Ernst Jacobi, Wechsel und Secheckrecht, 1956, S.35–143.納富義光『手形法における基本理論』一八六頁(新青出版、 一九九

17

内田・前掲注(16)一八〇頁

117

コビは権利外観理論を意思表示理論そのものとして考えていた。

- 7 6 田邊・前掲注(1)『最新手形法小切手法』六九―七一頁 庄子良男『手形抗弁論』二一四—二一五頁、二一七頁(信山社、一九九八)。
- 8 前田庸『手形法小切手法』五二頁(有斐閣、 一九九九)、庄子・前掲注(6)二一二一二一三頁
- 9 手法 伊沢還暦記念』一二〇—一二一頁、 庄子・前掲注(6)『手形抗弁論』二一六—二一九頁、鈴木竹雄「手形の変造・偽造」 前田・前掲注(8)『手形法小切手法』一六五―一六六頁。 西原寛一= 服部栄三 『判例手形法小切
- $\widehat{10}$ 木内宜彦『手形法小切手法』五七頁(法学書院、一九八三)。
- 11 潮見佳男『不法行為法』四一八頁(信山社、 一九九九)。
- 13 12 潮見・前掲注(11)『不法行為法』四二一頁。 潮見・前掲注(11)『不法行為法』四二二頁。
- 15 14 内田貴『民法Ⅰ 総則・担保物権』一九六頁(東京大学出版会、二〇〇〇)。西山井依子 最判昭和三四年二月五日民集一三巻一号一六七頁。 今井宏「手形行為と手形の交付」鈴木竹雄 = 大隅健一郎編『手形法小切手法講座1 総論』一一七頁 「代理権ありと信じさせることと本人 (有斐閣)
- 代理人を監視する義務に違反したことすなわち過失に帰因することを推定できるとする。 の過失の要否」別冊ジュリスト一三六民法判例百選Ⅰ 総則・物権六五頁(一九九六)。ただし、 三頁(成文堂、一九七一)は、代理人による踰越権限に基づく表示がなされ相手方がそれに信頼して行為にでたときは、本人が 長尾治助『表見代理論序説』五
- 18 損失または損害を不当利得または不法行為として請求できるとする。 於保不二雄編『注釈民法4 総則4』椿寿夫九九頁(有斐閣、 一九六七) によれば、 本人は表見代理人に対して、 その被った
- としているにほかならない。小橋一郎『手形小切手法の基礎』七八頁(成文堂、一九九二)は、署名による外観惹起行為という ○○○)および喜多了祐「意思表示とその法外観」『外観優越の法理』三五九―四三二頁(千倉書房、 論』 一二〇頁参照。 「事実行為」により、署名者が権利外観理論に基づく責任を負うとする。なお、 れた場合に署名者の責任を認め、署名者が過失により流通に原因を与えたことを帰責原因としているのは、不法行為理論を前提 たとえば、 田邊光政『手形流通の法解釈』一九六頁(晃洋書房、一九八〇)が、署名者の意思によらないで証券が流通に置 ただし、河本一郎「有価証券におけるレヒツシャイン」『有価証券法研究』二二二頁(商事法務研究会、 今井・前掲注(14)『手形法小切手法講座1 一九七六) によれば、

四)、高瀬武通『手形・小切手の実務常識』九六頁(実業之友社、一九九二)。

(20) 松尾総合法律事務所監修『手形取引の実務処理マニュアル』一〇四一一〇六頁、一二〇—一二三頁(日本実業出版社、一九九

*なお、本件の判例評釈である庄子良男「判批」私法判例リマークス2000下一一四ー一一七頁(二〇〇〇)は本稿脱稿後にしか 接することができなかったため参考にすることができなかった。